 健やかで安心して  
元気に暮らせるまち

高齢者のための

# べんり帳

はじめに

町の現状・将来

地域包括ケアシステム

高齢者相談センター

健康第一

高齢者まちづくり会議

認知症

介護保険

高齢者サービス

障害者サービス

事業所一覧

施設マップ

お役立ち用語集

【町内名所・特産品めぐり】

企画・編集

町民課

したら保健福祉センター

つぐ保健福祉センター

協力

設楽町観光協会

設楽町社会福祉協議会

## 「健やかで安心して元気に暮らせるまち」を目指して

設楽町長 横山 光明



桜花の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、町行政各般並びに高齢者福祉行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

町の高齢者に関する統計指標によると、過疎化の進展により高齢者人口は、平成21年から減少傾向にあります。平均寿命の延伸により後期高齢者の中でも90歳以上人口は増加傾向にあります。

今後は、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加することにより、地域の助け合い活動が弱まることが心配されます。

また、本町は、町面積(約274km<sup>2</sup>)の約9割を山林が占め、集落は山間地に点在し、医療・介護・生活支援サービス等の社会資源は必ずしも整備されているとは言い難い状況にあります。

将来、高齢者の多くの方が支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域での生活が継続できるよう「医療」・「介護」・「予防」・「住まい」・「生活支援」の5つの分野全てのサービスを十分に提供することは難しい状況です。

このため、平成27～29年度を計画期間とする町高齢者福祉計画では、「健やかで安心して元気に暮らせるまち」を目指し、高齢者が支えられる立場だけではなく、高齢者自身も支える立場として、主体的に地域社会の参加の機会を創出するとともに、自助を基本としながら、互助、共助、公助を軸とした「設楽町版地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

この「べんり帳」は、高齢者に係る各種のお役立ち情報を掲載することにより、まず、困った時にすぐに役立つように見ることができ、次に、日頃から元気な生活を送ることができることなど、高齢者の主体的な行動を支援することを目的として作成しました。

最後に、計画の策定・本冊子の作成にあたり多大なご尽力をいただきました「設楽町介護保険事業計画策定委員会」の委員の皆様並びにアンケート、パブリックコメント及びヒアリングなどで貴重なご意見をお寄せいただきました町民・事業者・団体の皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後ともご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



きららの森

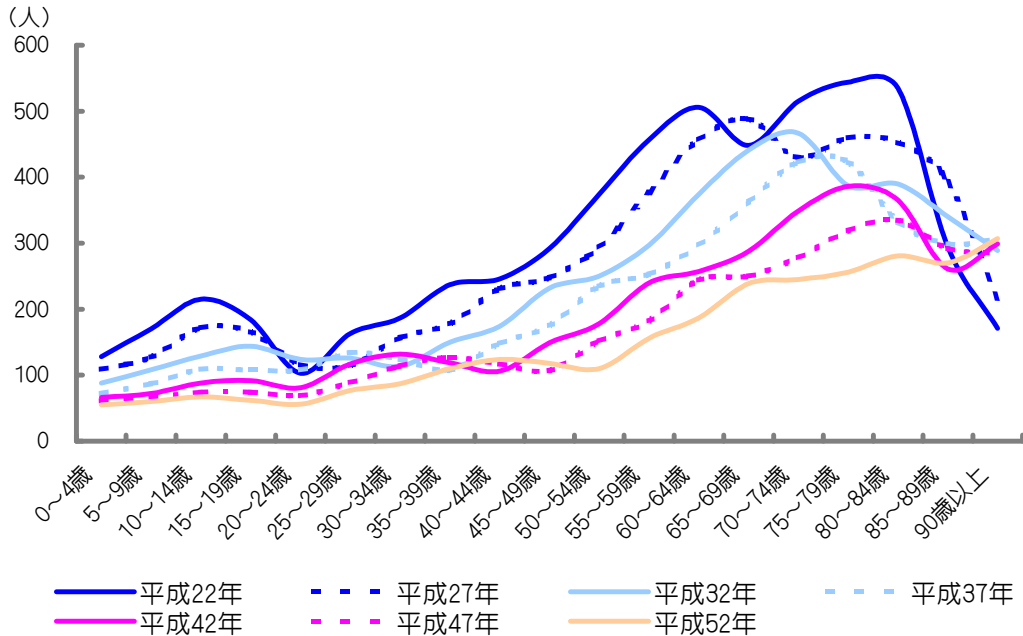
## 保険者

介護保険の保険者は役場で町民課が担当しています。被保険者は40歳以上の方全員となります。保険者の事務として、被保険者の資格管理、保険料徴収、要介護等認定、介護サービス利用に対する保険給付、事業者に対する指定および指導などに関する事務があります。

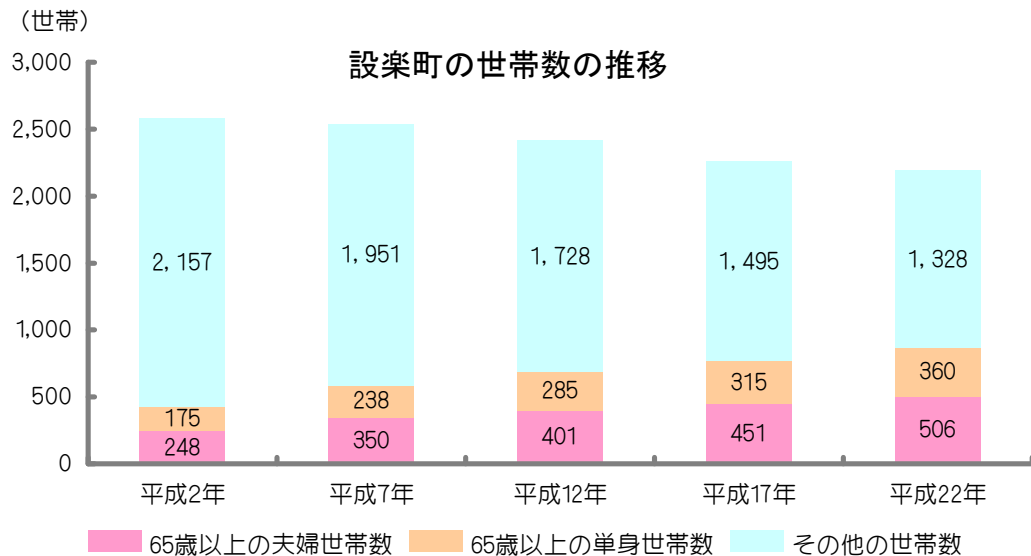
## 設楽町の人口、世帯数の推移について

町人口全体が減少傾向にあります。平均寿命の延伸により75歳以上(後期高齢者)人口の中でも90歳以上人口は増加が推計されます。

設楽町の5歳階級別人口の実績、推計

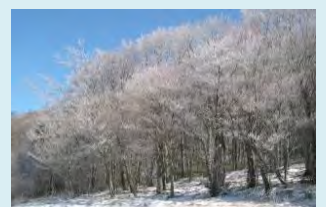


世帯の推移をみると、総世帯数は減少しているものの、65歳以上の夫婦世帯数、65歳以上の単身世帯数については増加しています。



### 認定調査

介護サービスの利用を希望する方が役場町民課へ申請された際に行う調査です。調査は、役場職員かケアマネージャーなどが行います。ご本人宅を訪問し、心身の状況などについて、全国共通の項目で行われます。設楽町では、年間約700件の調査が行われています。



面の木樹氷

## 設楽町版地域包括ケアシステムとは

地域包括ケアシステムとは、形の定まった仕組みが実在するのではなく、概念的なものです。町高齢者を取り巻く情勢の変化に応じて、定期的な見直しが必要となります。

設楽町版地域包括ケアシステムは、下記の2つの体制として表されます。

### ① 医療、介護、介護予防及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制

高齢者の方々が、健康管理をしっかりと行い、経済的にも心配なく、好きなこと・楽しいことなどを積極的に行いながら家族、社会との関わりを深め幸福な生活を送っていただくため、必要な介護・医療サービスが円満に提供できるような体制を目指します。

### ② 「自助」を支える「互助」「共助」を軸とした「安心して暮らせる地域社会」

自助、互助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるように留意しつつ、町高齢者が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び町民相互の助け合いの仕組みを推進します。

設楽町版地域包括ケアシステムの構築のために、下記の3つの方向性を推進します。

**1** 自助・互助・共助・公助ごとの役割分担を踏まえた上で、自助を基本としながら互助・共助・公助の順で取り組んでいくこととし、高齢者が、互助、共助、公助からどのような恩恵を得ているか地域資源を明らかにします。

**2** 地域の助け合い（互助）の取り組みは、高齢者及び高齢者を取り巻く地域社会に様々な好影響を与えていることから、その重要性を認識し、推進します。

**3** 限られた地域資源が相互に有機的に連携するよう、主に「公助」について、様々な側面から「高齢者まちづくり会議」において、制度の検討・見直しを行います。



黒倉田楽

### 要介護認定審査会

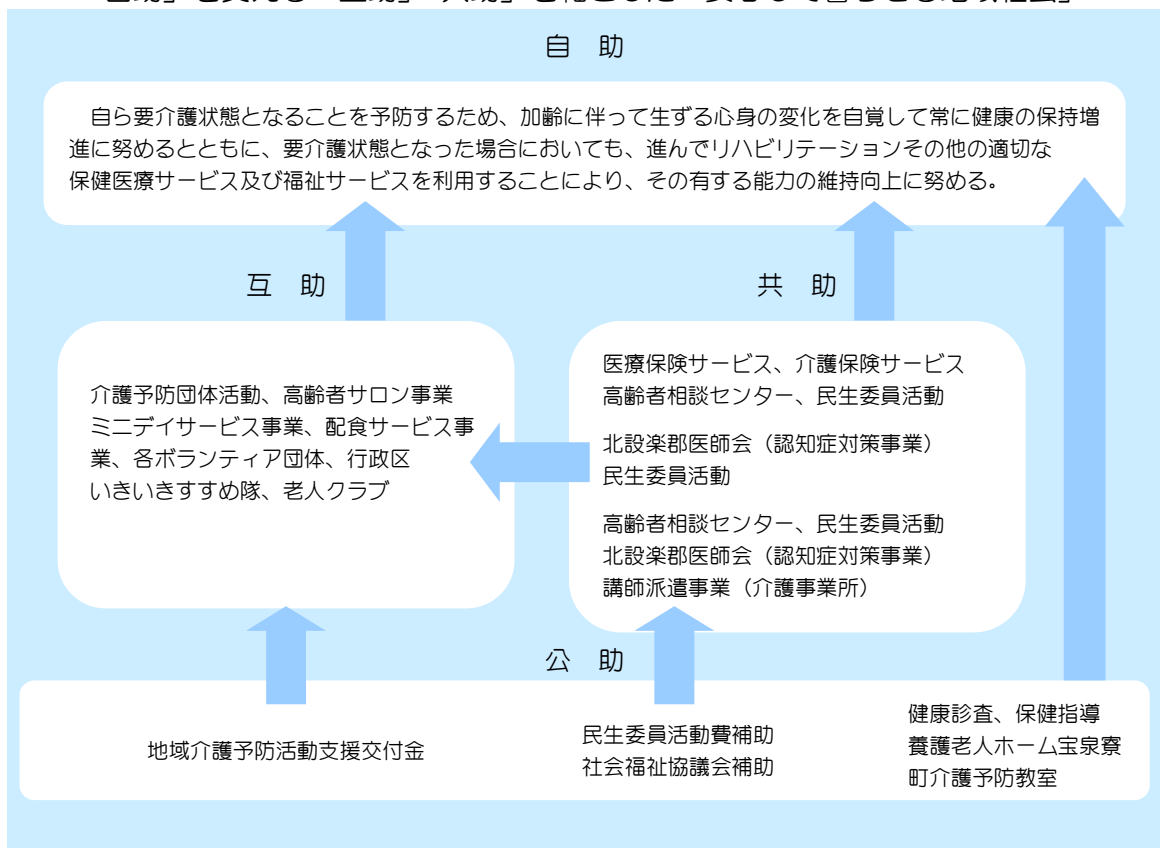
要介護認定を行うための会です。北設広域事務組合において、郡内3町村合同で開催されます。

毎週水曜日に開催され、一回当たり35件程が審査されます。審査会委員は、郡内の医師、歯科医師、保健師等で構成されています。

## 自助、互助、共助、公助とは

- 自助**：自ら働いて、又は自らの年金収入等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持すること。  
自らの選択に基づいて自らが自分らしく生きるための前提です。
- 互助**：インフォーマル(非公式)な相互扶助。近隣の助け合いやボランティア等。自らの生活を豊かに自分らしく送るために、地域との繋がりを持ち、可能な範囲で助け合い活動にも参画していくことが必要であり、いきいきとした生活にも繋がります。
- 共助**：社会保障のような制度化された相互扶助。  
介護保険関連サービス、医療保険関連サービスなどの制度化された相互扶助など。
- 公助**：自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉の機能、権利擁護など。地域包括ケアシステム構築に向けた、地域づくりを目的とした住民活動支援も含まれます。

### 「自助」を支える「互助」「共助」を軸とした「安心して暮らせる地域社会」



### 要介護認定審査会（つづき）

審査会では、調査員がご本人の容態を聞き取りして作成した「認定調査票」と、主治医が作成した「主治医意見書」に基づき、要支援1・2又は要介護1～5の7段階の、どの区分に相当するのかについて審査します。審査結果を踏まえ、役場が最終的に要介護認定を行います。

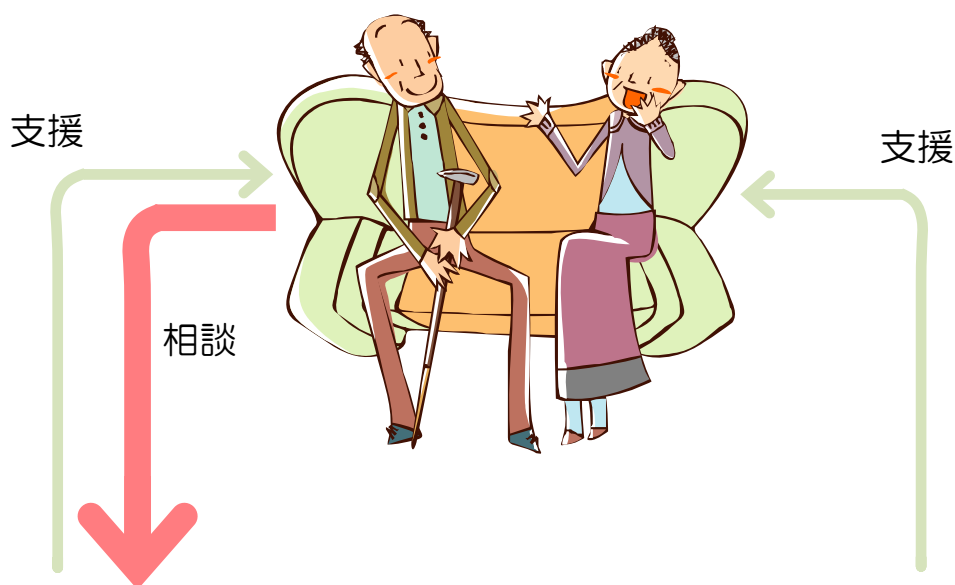


ホソバシャクナゲ

## 高齢者相談センターとは？

高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立した生活を続けていくためには、介護や医療といった個々のサービスだけでなく、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、地域ぐるみで生活を総合的に支えていく体制が必要です。

高齢者相談センターはその中核となって、地域の関係機関と協力しながら地域の高齢者のさまざまな相談に対応します。



### 高齢者相談センター

主任ケアマネジャー  
事業所や  
ケアマネジャーの支援  
など



チーム  
アプローチ

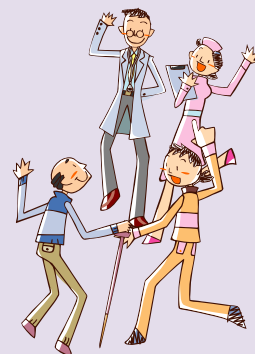
経験のある看護師  
介護予防ケアプランの作成  
など

社会福祉士  
高齢者の権利擁護に  
関する相談  
など

連携

### 地域における社会資源を ネットワーク化

- ・介護サービス事業者
- ・医療機関
- ・福祉関係者
- ・民生委員
- ・ボランティア
- ・地域住民
- ・地域住民組織
- ・NPO 等



参候祭

### 介護支援専門員（ケアマネジャー）

ご自宅でサービスを受ける方の相談に応じながら、介護サービス事業所、役場などとの連絡調整を行う役割を担います。

ケアマネジャーに係る費用は全額介護保険から支給され、本人負担はありません。

## 設楽町高齢者相談センターをご利用ください！

イイロウゴ【いい老後】

電話 62-1165



(設楽町社会福祉協議会内にあります)

### 何でもご相談ください！

例えば・・・認知症かどうかわからないがよく道に迷うようになってきた。  
将来が不安だが、どこに相談すればいいかわからない。

- 高齢者ご本人やその家族の方の悩みや問題についてお聞きします。
- 地域住民、関係機関からの総合的な介護や福祉に関する相談・支援を行います。
- 生活のいろいろな問題、様々な制度の利用について助言します。

### 高齢者の権利や安全を守ります！

- お金の管理や契約に不安がある方への相談や消費者被害等の相談に対応します。
- 高齢者虐待への対応を行います。
- 人権や財産を守るための権利擁護事業や成年後見制度などのサービス活用を案内します。

### 住み慣れた地域で自立した生活ができるように支援します！

- 要支援1・2と認定された方に、これからの生活の過ごし方をいっしょに考えながら、今以上に心身の状態が悪くならないように、介護予防サービスの提案及び利用支援を行います。

### 介護支援専門員（ケアマネジャー）（つづき）

町内では、したら居宅介護支援事業所(田口)に4人、居宅介護支援事業所愛厚ホーム設楽苑(清崎)に1人、生活サポートセンター名倉(名倉)に1人、愛知東農業協同組合居宅介護支援事業所(田峯)に2人います。

設楽町民では、260名程が在宅介護サービスを利用しています。



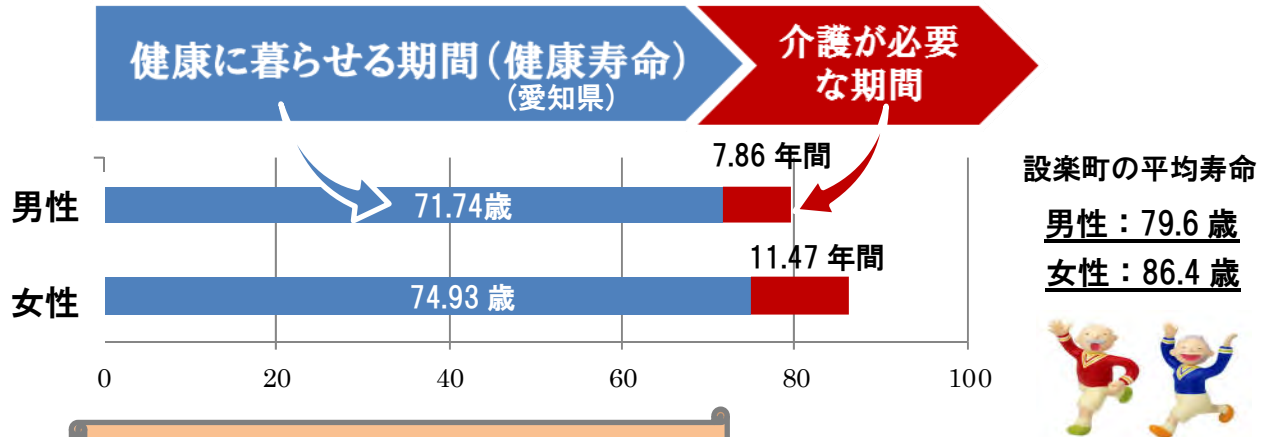
シクラメン

## 健康寿命を延ばしましょう！

設楽町は、10年後2人に1人が高齢者です。

この町でいつまでも元気に暮らためには、介護が必要な期間を短くして、心と体の健康を保つこと、つまり「健康寿命を延ばすこと」が大切です。

病気を予防し、老化のスピードを遅らせて、できるだけ自立した生活を送ることができるよう、健康的な生活習慣を心がけましょう。



### 健康寿命を延ばす、3つのポイント！

#### 運動



●「プラス10(テン)」  
今より10分長く、体を動かしましょう。

●目標：「1日40分」  
歩数にして「6000歩」  
の身体活動（65歳以上）

★ロコモティブシンドローム（運動器症候群）を予防しましょう

#### 食事



●主食（ご飯）の他に、おかず、汁物など3皿から4皿用意すると、バランスが取れます。

●筋肉や骨を強くする食事に心がけましょう。

**筋肉**：鶏のささみ、赤身の肉、魚などタンパク質

**骨**：小魚、小松菜、ひじき、乳製品などのカルシウム

#### 社会参加



●地域デビューで新たな生きがいをつくり、人とのつながりを持ちましょう。

●自分にできる活躍の場を見つけ、地域の中で互いに助け合って、生活していきましょう。



名倉の田園風景

#### ケアプラン

介護サービスを利用するには、ケアプランの作成が必要です。ケアマネジャー（介護支援専門員）が、適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるように作成します。ケアプランは、利用者・家族との相談により、公的なサービスだけでなく、地域活動なども活用して多角的に作成されます。



## ロコモ予防について

例えば 75 歳の女性の平均余命は約 15 年であり、平均 90 歳まで生きることが期待されます。日常生活で支障や介護を必要としない期間（健康寿命）を延ばすことを目標として、日々の暮らしの中で運動器の健康に気をつけることが大切です。

自宅でできるロコモチェック	
1	片足立ちで靴下がはけない
2	家の中でつまずいたり滑ってころんだりする
3	階段を上るのに手すりが必要
4	横断歩道を青信号で渡りきれない
5	15分くらい続けて歩けない
6	2kgの重さの買い物の持ち帰りができない
7	家の中のやや重い仕事ができない

上記の質問で、あてはまる項目がある場合は、まず主治医に診断してもらいましょう！

### “ロコモ”とは？

ロコモとは、骨・関節・筋肉などの運動器の障害のために移動能力の低下を生じ、生活の自立度が下がる状態をいいます。

このような状態を何もしないまましていると、将来、介護が必要になったり、寝たきりになるおそれがあります。

高齢者だけではなく若い人でもロコモが始まる人もいます。ロコモの予防と改善のために、早めの対応が必要です。

### ロコモ対策として適切な運動が必要！

骨や筋肉などは毎日造りかえられています。健康な状態を維持するためには、毎日適切な運動をすることが必要です。

ひざが痛い、腰が痛いといって、動かないでいると、機能がますます低下してしまいます。

ロコモ予防や改善のために関節に負荷をかけず、骨と筋肉をきたえましょう。

### 介護予防サービス

要支援認定で「要支援1」「要支援2」に認定された人が、受けることができるサービスで、基本的に介護サービスと同様です。高齢者相談センターの職員が、サービス利用の調整を行います。

設楽町民では、約80の方が利用しています。



清水のコヒガン桜

## 健康づくりと介護予防活動について

地域の仲間によるグループなどで、健康づくりと介護予防活動を行いましょう。  
活動の支援として、

- ① 地域介護予防活動支援交付金による財政支援
  - ② 町内の介護保険サービス事業所の職員の方によるボランティア講師派遣があります。
- 詳しくは、役場町民課までお問い合わせください。

### 地域介護予防活動支援交付金の概要

#### 1 趣 旨

“元気な高齢者”を増やし、健康寿命を延伸するために、介護予防を重点的に推進するとともに、「自助」を支える「共助」等を軸とした「安心して暮らせる地域社会」の実現のため、住民団体を財政的に支援します。

#### 2 交付対象

町内に在住又は勤務する3人以上の団体、行政区・法人が行う1回当たりの出席者が概ね10人以上の活動

#### 3 交付額

年間交付限度額 300,000 円

#### 4 対象経費

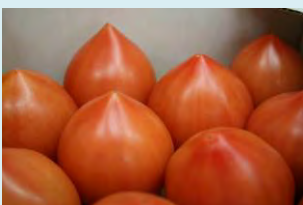
介護予防活動、高齢者サロン、ミニデイサービス、配食サービス等に係る経費  
(講師謝礼、消耗品費、会場使用料、保険料、茶菓子料、研修負担金、  
研修旅費、賄材料費、ボランティア謝礼など)

※ボランティア謝礼については原則1人1活動1,000円以内です。

※食費は対象外です。

#### 5 その他

- ・ 前払金(9割)の請求ができます。
- ・ 定期的に、「高齢者まちづくり会議」において、より住民の方が活用しやすい制度となるよう、本交付金制度の見直しを検討していきます。



ルネッサンストマト

### 介護保険の給付対象となる施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症により常時介護が必要で、自宅での生活が困難な人が入所できます。食事、入浴、排せつなどの世話が受けられます。

愛厚ホーム設楽苑(清崎)、やまゆり荘(東栄町)、くるみ荘(新城市)などがあります。設楽町民では、80名程が利用しています。

## 高齢者まちづくり会議について

住民、介護医療事業者及び行政が対等な立場でそれぞれの役割を担いながら協働して行う地域づくりを推進するため、高齢者まちづくり会議を開催します。

会議は一般公開で行われます。

会議を傍聴していただき、アンケート票への記入により、町高齢者福祉施策の企画立案に御協力ください。

- 会議の開催  
年3～4回程度、公開で開催します。
- 委員の方々（任期：H27年4月～H30年3月）

住民代表	医療介護事業所代表	役場代表
伊藤喜子さん	石川康彦さん 愛厚ホーム設楽苑 苑長	副町長（会長）
柏野進さん	伊藤幸義さん 北設楽郡医師会 会長	総務課 課長
斎場寛子さん	小林喜久さん 設楽町社会福祉協議会 事務局長	企画ダム対策課 課長
夏目忠士さん	篠原和子さん 生活サポートセンター名倉 管理者	町民課 課長
村松愛子さん	鈴木肇子さん グループホーム設楽の家 館長	したら保健福祉センター所長
	三橋俊高さん 西三河訪問看護ステーション 代表	

- 検討課題など
  - ・ 高齢者相談センターの機能強化
  - ・ 在宅要介護者への24時間支援体制確立
  - ・ 介護福祉施設の整備
  - ・ 高齢者世帯への見守り体制確立
  - ・ 公共施設の活用
  - ・ 配食サービスの拡充
  - ・ 移送サービスの拡充
  - ・ 住民団体等による生活支援サービスの創出
  - ・ 地域介護予防活動支援交付金の拡充
  - ・ 津具地区における医療体制の強化

### 介護保険の給付対象となる施設（介護老人保健施設）

医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションをおこなう施設です。医療上のケアや介護などを提供し、家庭への復帰を支援します。

鳳来ケアセンター（新城市）、サマリアの丘（新城市）、豊根ケアセンター（豊根村）などがあります。設楽町民では、10名程が利用しています。



おしどり

## 認知症とは

「認知症」とは老いにとまなう病気の一つです。さまざまな原因で脳の細胞が死ぬ、または働きが悪くなることによって、記憶・判断力の障害などが起こり、意識障害はないものの社会生活や対人関係に支障が出ている状態をいいます。

認知症になる可能性は誰にでもあります。

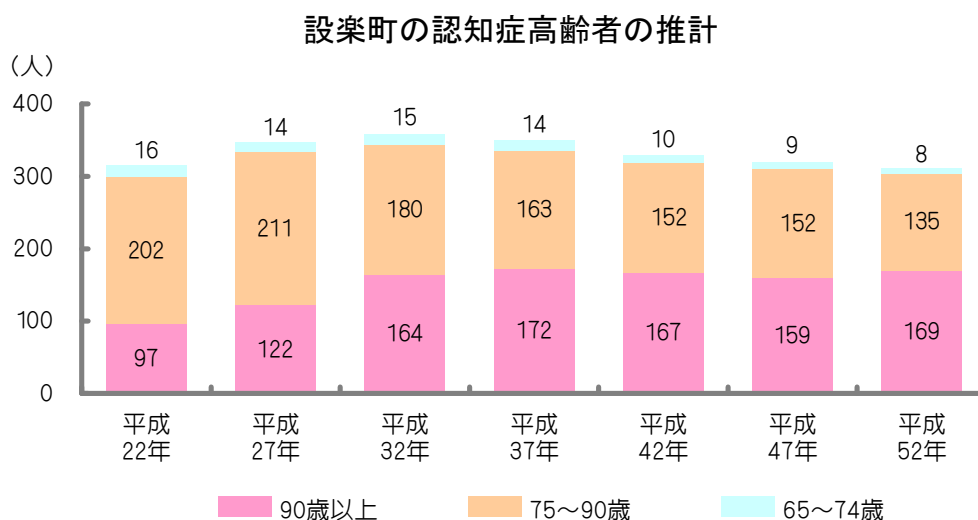
「認知症の本人は自覚がない」という考えも大きな間違いであり、最初に症状に気づき、誰より一番不安になって苦しむのは本人です。

認知症の人は理解力が落ちているものの、感情面はとても繊細です。あたたかく見守り適切な援助を受ければ、自分でやれることも増えていくでしょう。

認知症という病気を理解して、さりげなく自然で優しいサポートを心がけましょう。

## 認知症高齢者の推計

認知症高齢者の推計では、平成 32 年前後がピークとなることが推計されます。今後、90 歳以上の方の比率が増加します。



※人口問題研究所の将来推計人口に対して、平成 22 年度介護保険要介護認定データの割合を乗じて算出

### 介護保険の給付対象となる施設（介護療養型医療施設）

急性期の医学的治療は終わったものの、引き続き長期療養が必要な人のための医療施設です。医療、看護、介護、リハビリテーションなどが受けられます。

東栄病院(東栄町)、宮本病院・静巖堂医院・星野病院・今泉病院(新城市)、足助病院(豊田市)などがあります。設楽町民では、20 名程が利用しています。



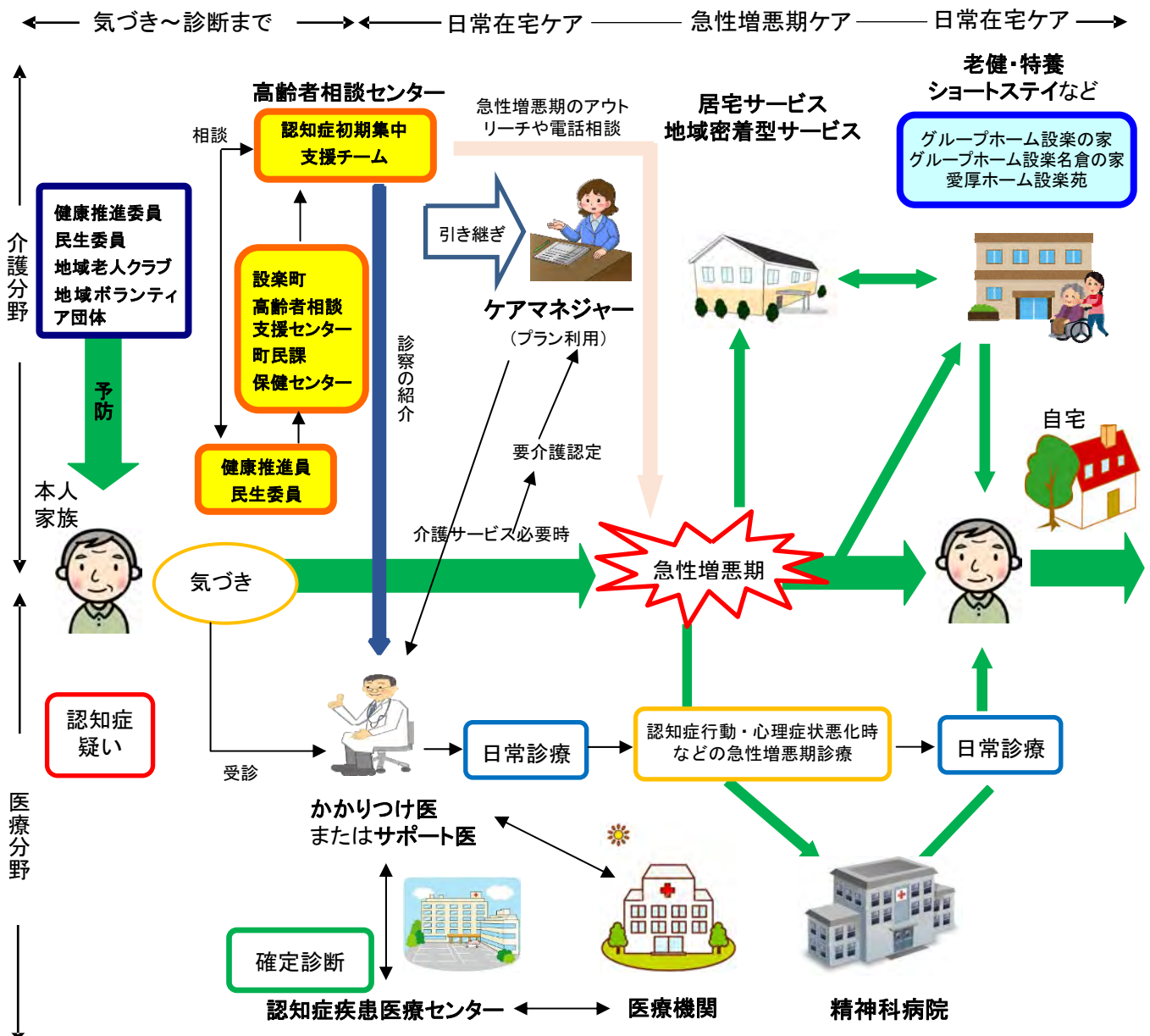
念仏踊り

# 認知症ケアパスについて

認知症ケアパスとは、認知症の方が地域で安心して暮らしていただくため、かかりつけ医、専門医、介護支援専門員、薬剤師、介護サービス事業所など、多職種がどうかかわるか、情報の交換をやりとりするための工程表です。

今後、地域の実情に応じた設楽町版認知症ケアパスの作成し普及に努めます。

## 認知症ケアパスの概念



認知症について

### 介護保険の給付対象となる施設（グループホーム）

認知症の方が共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

グループホーム設楽の家(清崎)、グループホーム設楽名倉の家(名倉)などがあります。設楽町民では、30名程が利用しています。



津具石楠花自生地

## 介護保険について

統計によれば、平均的な高齢者では、人生の最期において、日常生活に何らかの支障があり、支援が必要な期間が、約 10 年間あります。

最後まで介護されることなく元気に暮らせる人がいる一方で、介護が長く続く人もいます。残念ながらこれらは自らの意思では決められず、予測もできません。

介護が始まった場合、多くの人は介護保険制度を利用することになります。そのためには、介護保険制度について少しでも理解を深めておくことが必要です。

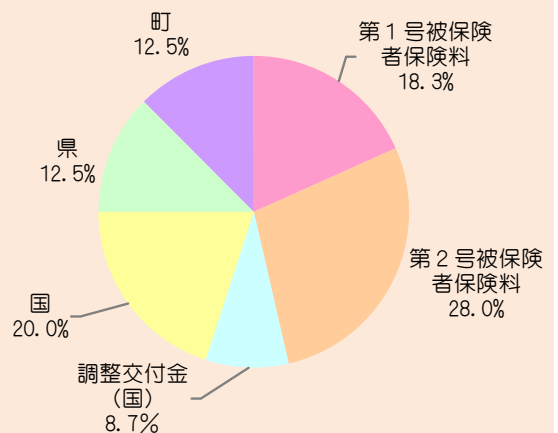
### ① 介護保険の財源について

介護保険制度では、給付と負担の関係を明確にし、かつ利用者の選択による利用を可能とするため、社会保険方式が採用されています。

社会保険方式は、個人のみでは対応できない事態に備えて、互いに助け合う仕組みであり、医療や年金分野においても大きな成果をあげています。

ただし、被保険者の保険料負担が過大なものにならないよう、一定の公費が投入されています。

在宅での介護サービス給付費の財源内訳



### ② 保険の種類と違い

制度名	保険内容	加入者	自己負担
国民健康保険	病気になったりけがを負ったときに、医療機関で被保険者証などを提示し、一部負担金を支払うだけで医療を受けることができます。	被用者（民間のサラリーマンや公務員）及び、後期高齢者医療制度に <u>加入していない方</u>	・義務教育修学後から 69 歳まで→3割 ・70 歳以上→2割 ※ただし、70 歳以上で現役並み所得者は3割
後期高齢者医療制度		75 歳以上の方（65～74 歳で一定の障害がある方は加入できる場合あり）	1 割 ※ただし、現役並み所得者は3割
介護保険	介護が必要になったときに、要介護認定を受けた上で介護サービスを利用できます。	第1号被保険者 65 歳以上の方 第2号被保険者 40～64 歳の方	1 割 ※ただし、所得の多い高齢者は2割（平成 27 年8月から）

※生活保護の方は除きます。

#### 住所地特例

町外の施設に入所しても、住所地特例として、引き続き設楽町の被保険者となります。これは、施設が所在する市町村の介護給付費の増加することを防ぐためです。

愛厚ホーム設楽苑(清崎)、養護老人ホーム宝泉寮(荒尾)には、設楽町外の住所地特例者が 60 名程います。町外在住の設楽町の住所地特例者は 30 名程です。



八橋ウバヒガン桜

## 介護保険サービスを利用するには？

### ① 町民課の窓口で相談、申請してください

町民課の窓口で要介護認定申請書を記載してください。家族の方が代わりにしていただいても結構です。

### ② 要介護認定調査に御協力ください

役場職員やケアマネジャーが訪問し、心身の状態などを本人と家族へ30分～1時間程度の聞き取り調査を行います。

#### 主治医意見書

要介護認定申請書に記載の主治医が意見書を作成します。  
(本人が作成依頼していただく必要はありません。)

### ③ 審査されます

北設広域事務組合の要介護認定審査会で、訪問調査と主治医意見書をもとに判定し、判定結果を踏まえて、役場が認定を行います。

### ④ 認定結果が通知されます

認定結果が本人へ通知されます。申請から認定まで、1カ月程度かかります。

### ⑤ 介護サービスが利用できます

#### 要介護1～5の方

ケアマネジャーが、利用者・家族の意向を踏まえて、サービスの内容を具体的にまとめた「介護サービス計画（ケアプラン）」を作成し、サービス利用の調整を行います。

#### 要支援1・2の方

高齢者相談センターの職員が容態を伺い、利用者・家族の意向を踏まえ、サービス利用の調整をします。

### 区分支給限度基準額

介護サービス利用の際は、介護保険からの通常9割の給付がありますが、要介護度毎に1ヶ月の上限額が定められています。要支援1の方は約5万円、要介護1の方は約17万円、要介護5の方は約36万円程が上限となります。支給限度額を超えるサービスを受けた場合、超える分の費用は全額利用者負担となります。



貝津田の棒の手

## ご自宅で生活されている方が利用できる介護サービス

サービス名	サービス内容
訪問介護	ホームヘルパーなどが訪問して食事、入浴、排せつなどの介護や身のまわりのお世話をします。
訪問入浴介護	移動入浴車で訪問し、入浴の介護を行います。
訪問看護	看護師などが訪問して療養上の世話、または診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士が訪問し、機能訓練を行います。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養上の管理や指導を行います。
通所介護	デイサービスセンターなどで入浴、食事の介護などを行います。
通所リハビリテーション	介護保険施設へ通う方に対して、入浴、食事の介護や機能訓練などを行います。
短期入所生活介護	介護保険施設の短期間入所者に食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護、機能訓練などを行います。
短期入所療養介護	介護保険施設の短期間入所者に看護や医療的管理のもとに必要な医療および日常生活の介護を行います。
福祉用具貸与	車いす、特殊寝台などを貸与します。
特定福祉用具販売	日常生活に役立つ福祉用具購入費を支給します。
住宅改修	手すりの取付け、床段差の解消などの住宅改修費を支給します。
特定施設入所者生活介護	有料老人ホームなどの入所者に介護、日常生活上のお世話、機能訓練などを行います。
居宅介護支援	ケアマネジャーがケアプランを作成します。



段戸湖

### 高額介護サービス費

ひと月当たりの介護サービス利用料の合計額が、上限額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

初回のみ、「高額介護サービス費支給申請書」の提出が必要です。設楽町では、毎月120名程の方に支給されています。



## 65 歳以上の方の介護保険料（平成 27～29 年度）

一人ひとりの保険料は、介護保険の大切な財源です。みなさまのご理解とご協力をお願いします。徴収方法は基本的には年金から天引きされます。

	所得等の状況	保険料月額
本人が町民税非課税	生活保護を受給している人、又は世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 又は世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間 80 万円以下の人	平成 27、28 年度 2,565 円
		平成 29 年度 1,710 円
	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間 120 万円以下の人	平成 27、28 年度 4,275 円
		平成 29 年度 2,850 円
	世帯全員が町民税非課税で、第 1 段階、第 2 段階以外の人	平成 27、28 年度 4,275 円
		平成 29 年度 3,990 円
世帯内に町民税課税者がいる者で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間 80 万円以下の人	5,130 円	
世帯内に町民税課税者がいる者で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間 80 万円超の人	5,700 円	
本人が町民税課税	前年の合計所得金額が年間 120 万円未満の人	6,840 円
	前年の合計所得金額が年間 120 万円以上 190 万円未満の人	7,410 円
	前年の合計所得金額が年間 190 万円以上 290 万円未満の人	8,550 円
	前年の合計所得金額が年間 290～500 万円未満の人	9,690 円
	前年の合計所得金額が年間 500～800 万円未満の人	10,260 円
	前年の合計所得金額が年間 800 万円以上の人	10,830 円

### 特定健康診査

40 歳～74 歳の人を対象として、心臓病や脳卒中、糖尿病などの生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防、解消のために実施します。設楽町のメタボ該当者は、11.5%で愛知県 10.3%より高い状況です。保健センターで、メタボ予防・改善のための保健指導などを行っています。



津具花祭

## 高齢者に関する主な役場の施策

事業名	内容
緊急通報システム 助成	一人暮らし高齢者の方などに対して緊急通報システム等を設置・利用料の助成を行います。 急病などの緊急時に迅速かつ適正に対応することができる体制を整備して、生活の安全確保と不安の解消を図ります。
移送サービス事業	要支援・要介護認定を受けている方及び身体障害者手帳交付の方で、公共交通機関による外出が困難な方に対して、福祉車輛・タクシー車両を用いた外出の送迎を行います。 外出の要件は問いませんが、サービスを利用するには、原則、事前会員登録が必要です。 また、利用距離に応じた利用料がかかります。
心配ごと相談所	田口地区・津具地区で、年各4回程度、心配ごと相談所の開催をします。 設楽町社会福祉協議会が業務受託し実施します。
養護老人ホーム 宝泉寮	概ね65才以上の日常生活がほぼ自立している高齢者で、経済的及び家庭環境等の理由により、自宅で生活することが困難な方が入所できます。
紙おむつ支給	在宅で寝たきり状態の方を介護している町民に対して、経済的負担の軽減と在宅福祉の向上を図ることを目的として、3ヶ月に1回、紙おむつ、紙パンツを支給します。 要件は要介護4以上、認知症の方などの複数の基準があり、一つでも当てはまれば支給対象となります。
生活習慣病予防教室	生活習慣の改善方法や、健康増進に関する知識を身につけることができるよう、生活習慣病予防教室を実施します。



田峯田楽

### 第1号保険料

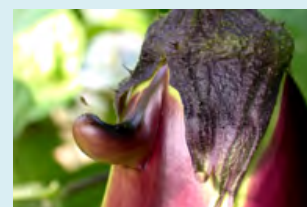
第1号被保険者（65歳以上の方）から徴収する介護保険料です。介護保険の財源となります。保険料の額は、3年度毎に町が定めます。徴収方法は、基本的に、年金の年額が18万円以上の方は年金からの天引きし、それ以外は役場から直接、徴収します。設楽町では、約2,400人の第1号被保険者がいます。

事業名	内 容
避難行動要支援者名簿	<p>有事の際の迅速かつ適切な対応を可能とする基礎資料とするとともに、日頃の見守り支援等地域の相互扶助活動に役立てることを目的とし、災害時の避難等において地域や行政の援護が必要と想定される町民の方の必要な情報を整備します。</p> <p>対象は、要介護3～5の方、身障手帳1，2級などの方です。</p>
絆のバトン事業	<p>救急や災害等の緊急時において、速やかに情報を把握するための救急医療キットとして、連絡先、主治医、常用薬等重要な医療情報を収納する「絆のバトン」を全世帯に配付しています。</p>
生活支援ハウス偕楽園	<p>一人暮らしの高齢者で、基本的な生活習慣が難しい高齢者の方を対象として、短期又は長期宿泊していただき、生活習慣の指導とともに体調管理を行います。</p> <p>施設運営は、社会福祉法人明峰福祉会へ委託して実施しています。</p>
インフルエンザ及び肺炎球菌ワクチン接種の補助	<p>高齢者の感染症を予防するため、インフルエンザワクチン及び肺炎球菌ワクチンの接種に対し助成を行い、健康増進に努めます。</p> <p>インフルエンザワクチン接種：1人1回 1,500円 肺炎球菌ワクチン接種：1人1回限り 3,500円</p>
健康診査各種がん検診保健指導の実施	<p>生活習慣病予防・早期発見を目的に、特定健診、特定保健指導、後期高齢者健診、がん検診など実施します。</p>
健康教育、健康相談	<p>健康増進に関する知識の普及や心身の健康に関する個別の相談を実施します。</p>
訪問指導の実施	<p>家庭を訪問し、心身の健康に関する相談を行います。</p>
いきいきしたら計画推進活動	<p>健康づくりの推進のため、子どもから高齢者まですべての住民を対象に、各種健康づくり活動を実践します。推進委員「いきいきすすめ隊」や行政職員の組織体制を強化し、活動の充実にも努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• いきいきしたら健康フェスタ</li> <li>• 子どもの基本的な生活習慣づくり「朝からいきいき ラジオ体操」</li> <li>• ウォーキングの普及「わがまち 歩こう会」</li> <li>• こころの健康づくり「ひだまりカフェ」 など</li> </ul>

## 第2号保険料

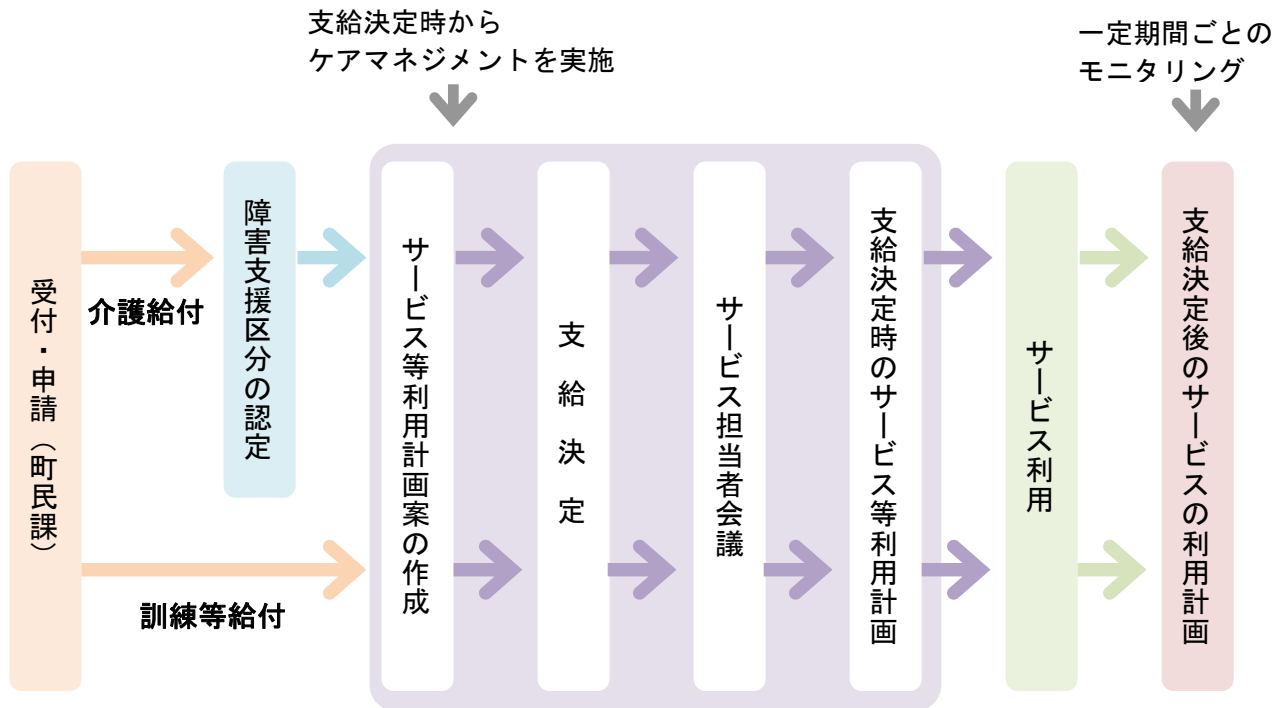
第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の介護保険料です。保険料の額は国が定めます。国民健康保険、厚生保険などでは、医療保険料と一体的に徴収され、設楽町介護保険特別会計へ納入されます。

設楽町では、約1,600名の第2号被保険者がいます。



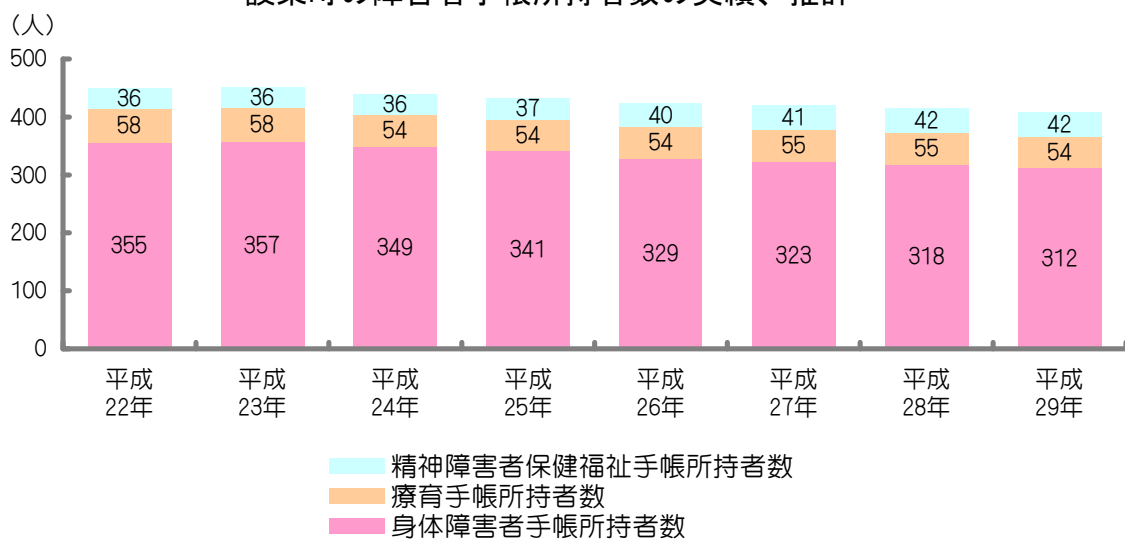
天狗なす

## 障害者サービス利用までの流れ



## 障害者手帳所持者数の推移

設楽町の障害者手帳所持者数の実績、推計



田峯城

### 民生委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱します。設楽町内には、28名の方がいます。職務は、住民の生活状態を適切に把握すること、援助を必要とする方への相談・助言・その他の援助を行うこと、などがあります。民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務することとなっています。

## 主な障害福祉サービス

サービス名	サービスの概要
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や掃除、洗濯などの支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
短期入所（福祉型）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護などを行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴や排せつ、食事の援助などを行います。
計画相談支援	障害福祉サービスまたは相談支援事業を利用するすべての障害者（児）に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービスなどの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
日常生活用具給付等事業	日常生活の便宜を図るため、重度障害者などに、日常生活用具の給付を行います。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援します。

### 老老介護

自宅で高齢者が高齢者の介護を行わなければならない状態のことです。体力的・精神的な問題から、共倒れとなる危険性があり、適切な介護保険サービスの利用が大切です。設楽町の高齢者のみ世帯は約 500 世帯あり、全世帯の約 20%を占め、今後増加傾向にあります。



しし鍋

## 町内の医療・介護・障害・福祉関係の事業所

### ① 山富歯科医院

#### 【住所】

津具字行人原 8-5  
電話番号 83-2010



#### 【診察・診療】

歯科(一般歯科・小児歯科等)

### ② 月新堂医院

#### 【連絡先】

田口字白根土 15-6  
電話番号 62-0026



#### 【診察・診療】

内科全般、小児科等

### ③ 伊藤内科

#### 【連絡先】

田口字稗田 3-3  
電話番号 62-0558



#### 【診察・診療】

内科全般、小児科等

### ④ 設楽町つぐ診療所

#### 【連絡先】

津具字中林 26  
電話番号 83-3001



#### 【診察・診療】

内科全般、小児科等

### ⑤ マツモト歯科

#### 【連絡先】

田口字下杉平 10-2  
電話番号 62-2105



#### 【診察・診療】

歯科(一般歯科、小児歯科等)

### ⑥ 佐々木歯科

#### 【連絡先】

田口字大田 30-2  
電話番号 62-0859



#### 【診察・診療】

歯科(一般歯科、小児歯科等)

### ⑦ 伊藤歯科医院

#### 【連絡先】

田口字小木山 3-1  
電話番号 62-1461



#### 【診察・診療】

歯科(一般歯科、小児歯科等)

### ⑧ 設楽町生活支援ハウス偕楽園

#### 【連絡先】

津具字大島 24  
電話番号 83-2315



#### 【サービス内容等】

食事の提供、入浴、日常生活動作の機能訓練、健康チェック等

### ⑨ デイサービスなぐら

#### 【連絡先】

東納庫字松山 6-3  
電話番号 65-0370



#### 【サービス内容等】

入浴、食事、健康チェック、日常生活動作の機能訓練やレクリエーションなどを受けられます

### ⑩ 生活サポートセンター名倉

#### 【連絡先】

東納庫字松山 6-3  
電話番号 65-0372



#### 【サービス内容等】

ケアマネジャーが利用者にあった「ケアプラン」を作成します

### ⑪ 設楽町高齢者相談センター

#### 【連絡先】

田口字向木屋 4  
電話番号 62-1165



#### 【サービス内容等】

地域の関係機関やサービス事業所、各団体と協力しながら高齢者のさまざまな相談に対応します

### ⑫ したら居宅介護支援事業所

#### 【連絡先】

田口字向木屋 4  
電話番号 62-1848



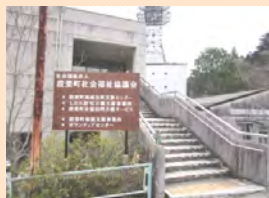
#### 【サービス内容等】

ケアマネジャーが利用者にあった「ケアプラン」を作成します

### ⑬ 設楽町社会福祉協議会訪問介護サービス

#### 【連絡先】

田口字向木屋 4  
電話番号 62-1848



#### 【サービス内容等】

ホームヘルパーがご自宅を訪問し、食事や、掃除、洗濯、買い物などの生活援助や身体介護を行います。

### ⑭ グループホーム 設楽名倉の家

#### 【連絡先】

東納庫字古松 4  
電話番号 63-3100



#### 【サービス内容等】

定員:2 ユニット 18 人  
認知症の方が共同生活する住宅です。

### ⑮ グループホーム設楽の家

#### 【連絡先】

清崎字釜淵 13-2  
電話番号 63-2030



#### 【サービス内容等】

定員:3 ユニット 27 名  
認知症の方が共同生活する住宅です。

### ⑯ 愛厚ホーム設楽苑

#### 【連絡先】

清崎字沖 13-4  
電話番号 62-1104



#### 【サービス内容等】

定員:100 名、ショートステイ:10 名  
常時介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入所できます。

⑰ 居宅介護支援事業所愛厚ホーム設楽苑

【連絡先】

清崎字沖 13-4  
電話番号 62-1104



【サービス内容等】

ケアマネジャーが利用者にあった「ケアプラン」を作成します

⑱ デイサービスだみね

【連絡先】

田峯字竹桑田 5-22  
電話番号 63-2400



【サービス内容等】

入浴、食事、健康チェック、日常生活動作の機能訓練やレクリエーションなどを受けられます

⑲ 愛知東農業協同組合居宅介護支援事業所

【連絡先】

田峯字竹桑田 5-22  
電話番号 63-2400



【サービス内容等】

ケアマネジャーが利用者にあった「ケアプラン」を作成します

⑳ デイサービスセンターしたら

【連絡先】

荒尾字宝ノ久保 9  
電話番号 62-1595



【サービス内容等】

入浴、食事、健康チェック、日常生活動作の機能訓練やレクリエーションなどを受けられます

㉑ 養護老人ホーム宝泉寮

【連絡先】

荒尾字宝ノ久保 9  
電話番号 62-0784



【サービス内容等】

日常生活がほぼ自立している高齢者で、自宅で生活することが困難な方が入所していただけます

㉒ 公益社団法人設楽町シルバー人材センター

【連絡先】

田口字矢高 5-7  
電話番号 62-1784



【サービス内容等】

高齢者が働くことを通じて生きがいを得ながら地域社会の活性化に貢献する組織です。

㉓ 社会福祉法人 設楽町社会福祉協議会

【連絡先】

田口字向木屋 4  
電話番号 62-1848



【サービス内容等】

地域福祉の推進を目的に、さまざまな福祉サービスをおこなっています。

① 設楽福祉村キラリンとーぷ

- ・グループハウスなぐら
- ・第2ゆたか希望の家

【連絡先】

東納庫字松山 6-3  
電話番号 65-0370

【サービス内容等】

障害がある方に対して、入浴、排泄、食事の介護などを行います。





## 介護予防活動をされている団体（役場補助金の活用団体）

- JA愛知東助け合い組織ドレミの会  
（設楽町全域）  
ミニデイサービス

- 足腰シャキットの会（田口地区）  
元気体操など



元気体操の様子

- 田口ロコモ予防健康教室（田口地区）  
ロコモ予防教室、健康講話など

- 田峯ロコモ健康教室（田峯地区）  
健康体操、健康講座など



ロコモ予防体操の様子

- 津具ロコモ予防体操教室（津具地区）  
ロコモ予防体操、高齢者サロンなど

- でくらす元気@荻平（田口地区）  
ロコモ予防体操、交流サロン等



ロコモ予防体操の様子

- 豊邦区（豊邦地区）  
陶芸療法、高齢者サロンなど



ミニデイサービスの様子

- 名倉ふれあいサロン（名倉地区）  
高齢者サロンなど

- 名倉ロコモ健康教室（名倉地区）  
ロコモ予防教室、健康講話など

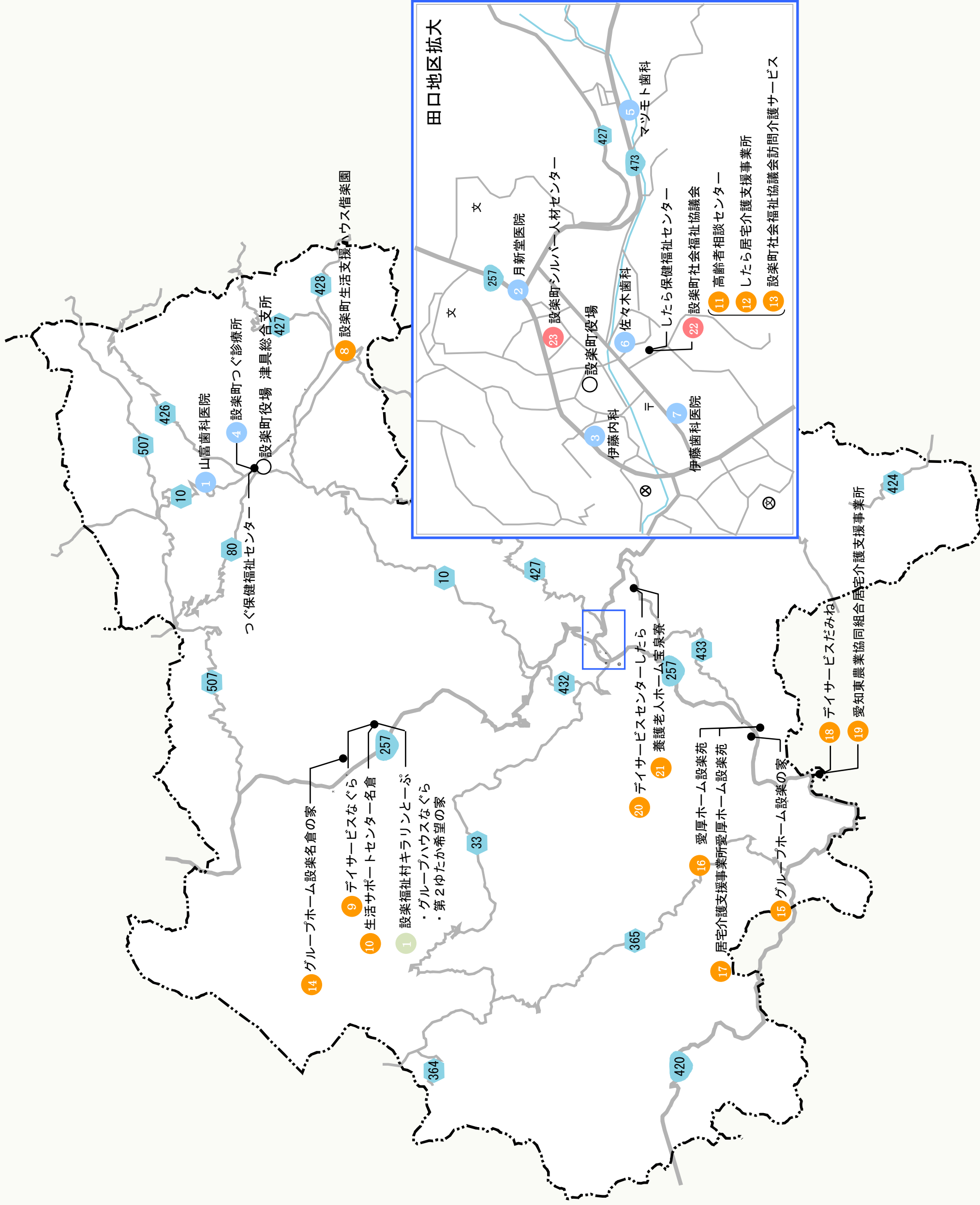
- 和実会（津具地区）  
高齢者サロンなど

- 平山たんぽぽの会（平山地区）  
介護予防体操、健康講座など

- まめだ会（田口地区）  
水中エアロビクスなど



高齢者サロンの様子



## 町内お役立ち電話帳

役場 機 関	高齢者相談センター	62-1165	ケア マネ 事務所	したら居宅介護支援事業所	62-1848
	設楽町役場（代表）	62-0511		居宅介護支援事業所愛厚ホーム	62-1104
	町民課	62-0519		生活サポートセンター名倉	65-0372
	したら保健福祉センター	62-0901		JA 居宅介護支援事業所	63-2400
	つぐ保健福祉センター	83-2665	デイ サー ビス	デイサービス だみね	63-2400
	津具総合支所管理課	83-2301		デイサービスセンターしたら	62-1595
	段嶺窓口センター	64-5001		デイサービスなぐら	65-0370
	名倉窓口センター	65-0001		生活支援ハウス偕楽園	83-2315
	神田窓口センター	62-1819	介 護 ・ 障 害 サ ー ビ ス 等	社協 訪問介護サービス	62-1848
地域活動支援センター(みらい工房)	62-1700	グループホーム設楽の家		63-2030	
医療 機 関	月新堂医院	62-0026		グループホーム設楽名倉の家	63-3100
	伊藤内科	62-0558		愛厚ホーム設楽苑	62-1104
	設楽町つぐ診療所	83-3001		養護老人ホーム 宝泉寮	62-0784
歯科 医 療 機 関	伊藤歯科医院	62-1461		グループハウスなぐら	65-0370
	マツモト歯科	62-2105	第2ゆたか希望の家	65-0370	
	佐々木歯科	62-0859	設楽町社会福祉協議会	62-1848	
	山富歯科医院	83-2010		ふれあい広場	62-1043
移送 機 関	シルバー人材センター	62-1784		公共施設管理協会	62-0991
	ますやタクシー	62-0507		シルバー人材センター(田口)	62-1784
	納庫タクシー	65-0048		シルバー人材センター(津具)	83-2166
	津具商工会	83-2114		県新城設楽福祉相談センター 地域福祉課 設楽駐在	63-0070
警 察	設楽警察署	62-0110		県新城保健所	62-0571
	田峯駐在所	64-5110	設楽保健分室		
	名倉駐在所	65-0022			
	津具西駐在所	83-2252			
	津具東駐在所	83-2104			
消 防	新城消防設楽分署	62-2119			
	新城消防津具分遣所	83-2486			